

令和3年度からの介護保険料が決定しました

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定により、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料が決定しました。

介護保険料は、計画期間である3年間における高齢者数や要介護認定者数の見込み等から、介護保険サービスの利用見込量などを推計し、決定するものです。

このような推計の結果、65歳以上の方(第1号被保険者)一人当たりの平均負担額(保険料基準額)は、年額65,844円(月額5,487円)と計算されましたが、保険料の抑制により市民負担の軽減を図るため、第8期計画においても引き続き、基金約9,000万円を投入し、保険料基準額を年額63,480円(月額5,290円)に減額する軽減措置を行います。

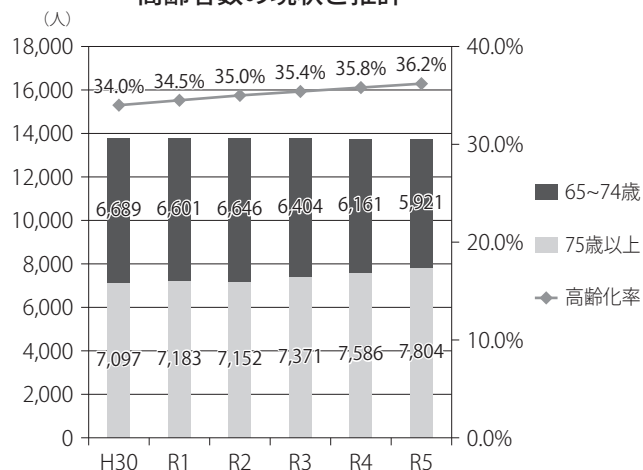
上記により算出された介護保険料は次のとおりです。

●令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

保険料段階	段階設定基準	年間保険料
第1段階	●生活保護の受給者 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	19,040円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	31,740円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	44,430円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	57,130円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	63,480円
第6段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	76,170円
第7段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	82,520円
第8段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	95,220円
第9段階	●本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	107,910円

参考

高齢者数の現状と推計



要介護認定者・サービス事業費の推計

